

大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書

鹿屋市（以下「甲」という。）と錦江町（以下「乙」という。）は、平成21年10月6日に締結した大隅定住自立圏の形成に関する協定書を次のとおり変更する。

別表第1に次の1表を加える。

ウ 教育文化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
1 図書館 ネットワ ークシス テムの構 築	圏域内の図書 館を相互利用す ることにより、 住民の利便性の 向上を図る。	(1) 利用登録・貸出等の共 同運用を乙及び連携市町 と行う。 (2) 運営協議会を設置し、 運営する。	(1) 利用登録・貸出等の 共同運用を甲及び連携 市町と行う。 (2) 運営協議会へ参画す る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成24年9月27日

甲 鹿屋市共栄町20番1号
鹿屋市
市長 嶋田芳博



乙 肝属郡錦江町城元963番地
錦江町
町長 楠元忠洋

